

車両故障発生時の 会社対応について！

前号（分会情報「交差点」No.493）で掲載した、10月19日こだま号で新富士～静岡間で発生した、VCB故障時に当該運転士は「冷静に対応できず」を口実に知識・技量が足りないとして懲罰的日勤、見極め試験をされ不合格、再教育に入りましたが、前号で2点を問題にしました。

問題あり!

part3

1点目は、故障対応事象翌日の労働時間外での事情聴取について、「自己の時間」で処理させたこと。

2点目は事情聴取で時系列等報告書の作成の指示も出さず、そのまま退出させ、後日、日勤にし見極め試験を実施させたことでした。

1点目の問題での会社の対応

（分会情報「交差点」No.493号11月1日付け発行、掲示）で明らかにし、さらに東海労新幹線関西地本より支社に対して（「申」第12号）で申し入れを行い、事情聴取を行って「自己の時間である」とした指導科吉浦助役の対応を問題にしました。

組合の情報と申し入れにより、当該運転士が休み後の出勤時に、指導科助役から呼ばれて、10月20日の吉浦助役の事情聴取に要した時間（9分）を超勤扱いにすることを告げられました。

吉浦助役の間違った対応が浮き彫りになりましたが、事情聴取当日が「休日出勤」だから超勤を付けなかったのではないのでしょうか？当該運転士に対しての謝罪はありませんでした。

2点目の問題の背後要因は？

2点目の問題で、当該運転士に対し時系列等報告書の作成もせず所定に退出させ、急転直下、次勤務を日勤にし見極め試験をしたのは、当該運転士が会社を相手取って提訴している「ボーナスカット本人訴訟」の原告であるということです。また、故障事象の前日の10月18日には、同種の裁判で安井指導科長が証人として出廷し、仲間の原告から追及されています。

そうした背後要因から会社は裁判に対する報復として今回、故障処置完了し、落ち度のない当該運転士に対して見極め試験を実施し、不合格、再教育にしたのではないのでしょうか！？